

農薬は正しく使って事故防止!!

近年、茨城県において、農薬による残留基準超過や、土壌くん蒸剤の流出等の事故が多発しています。特に、残留基準超過は県産農産物全体の信頼を失ってしまう恐れもあるため、農薬を使うときは、必ず次のことを確認して下さい。

●残留基準超過の原因と対策

原因	対策
1. 適用外使用 (農薬の誤用)	適用作物の間違いや思い込みに注意
2. 使用時期・回数、使用量・濃度の間違い	収穫前日数、使用時期、成分の総使用回数、使用量・濃度の確認
3. 防除器具の洗浄不足	消毒後の器具の洗浄 (ホース、噴口内も) 風の強さや風向きに注意するほか、周辺の別作物、家庭菜園や庭木の消毒にも注意
4. ドリフト (飛散)	ラベルや周辺環境等は、農薬を使うたびに確認!
5. 慣れによる油断	万が一、事故が発生した場合に備え、農薬使用後は必ず記載しましょう。

●圃場ごと (管理ごと) に防除履歴を記録する!

圃場 No.1	作物	メロン	定植日	〇月〇日
栽培面積 10a	播種日	〇月〇日	収穫開始日	〇月〇日
散布日	農薬名	〇〇粒剤	希釈倍数・散布量	
C/O		20kg/10a	(1棟〇袋, 1棟〇%, とう)	
C/O	△△プロアブル	1500倍, 100%/10a	書き方でもO.K.I)	
;	;	;	;	;



- ・いつ (散布日)
- ・どこ (圃場)
- ・何に (作物名)
- ・何を (薬剤名)
- ・どれだけ (使用量・濃度)
- ・どのように (散布方法)

●農薬を使う前に、必ずラベルを確認する!

< 農薬ラベルの例 >

医薬用外動物

農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号

殺虫剤

〇〇〇〇〇〇乳剤

△△△△乳剤

【成分】 △△△△……………4.0.0%
有機溶剤、乳化剤等…6.0.0%
【性状】 淡黄色乳白色油状液体

〇〇株式会社

最終有効年月日 (西暦下2けた) 1.1.10

思い込みによる間違いはありませんか?

予定より早めの収穫による収穫前日数不足等に注意

作物名	適用病害虫	希釈倍数	10アール当り散布液量	使用時期	総使用回数※
〇〇〇	アブラムシ類	1,000倍	100~	収穫前7日	3回
	ハダニ類	1,000~1,500倍	300%以上		

※本剤および有効成分を含む濃度の総使用回数の制限を示す。

商品名が異なっても、同じ成分を含む場合があるので注意

効果・薬性等の注意

安全使用上の注意

※注意・警告マークの内容も良く確認する

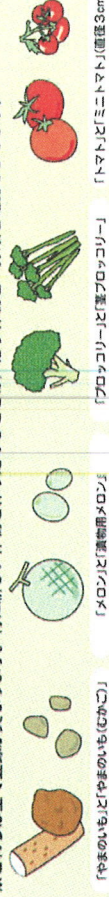
●土壌くん蒸剤を使用したら速やかに被覆を行う。

●水稲一育苗時一ハウス内では箱の下にシート等を敷く。

●水稲一本田一灌水時の使用では止水を行う。

間違いやすい適用作物の例

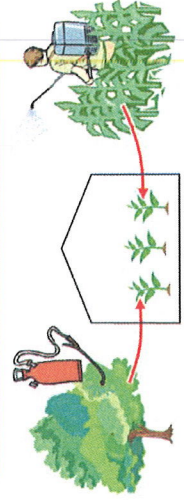
※これらは全て登録が異なります。特に新しい作物を作り始めるときは、必ず作物名・分類を確認しましょう。



●散布後は器具を良く洗浄する!

- タンク・ホース・噴口 (ノズル) の中に薬液が残りにやすいので、濁った水が出なくなるまで十分に洗い流す。(矢印参照)
- 器具等を洗浄した水は、排水路や河川等に直接排水することを避け、適正に処理する。

●ドリフトを防ぐ!



- 散布作業は、風の強くない日・時間に行い、風向き等に十分注意する。また、圃場の外側から内側に向けて散布するよう心掛ける。

- 別作物での散布による飛散のほか、庭木の消毒からの飛散や、家庭菜園の消毒からの飛散、ハウス内への飛散にも十分注意する。

- 近所・家族間等で、「いつ、どこに、何を散布するか」等の情報交換を日頃から密に行う。

水田に農薬を使用する時は

農薬の河川等へ流出を防ぎ、環境への負荷を低減するために

1

農薬のラベルに記載されている使用基準のほか、止水に関する注意事項を確認し、その内容を必ず守りましょう。

2

移植前に使用できる農薬で、ラベルに使用時期が「植代時から移植4日前まで」とされているものでも、使用時期は「植代時から移植7日前まで」とし、移植6日前以降には使用しないようにしましょう。

今後ラベルが変更される予定です。

3

農薬散布後1週間程度は、田からの水の流出を完全に止め、田面が露出しないよう静かに差し水を行い、かけ流しや落水をしないようにしましょう。

4

畦畔に崩れや穴がないか確認し、水田から水が漏れないように管理しましょう。

止水管理を徹底!

農薬散布後、7日間はかけ流し・落水をしないようにしましょう

畑に土壤くん蒸剤を使用する時は ガス化した農薬の拡散を防ぎ、中毒事故等の発生を防ぐために



1 農薬のラベルに記載されている使用基準のほか、被覆に関する注意事項を確認し、その内容を必ず守りましょう。

2 住宅地や、学校・病院など人の多い場所が近接したほ場では使用を控え、やむを得ず使用する場合は、事前に土壤処理を行う予定について、お知らせをしましょう。

※実際のガスは無色です。

3 処理時は、防護マスク、ゴーグル等の保護具を着用しましょう。



4 土壤くん蒸剤を処理した後は、速やかに土壤表面を厚手のビニール等で被覆しましょう。
なお、使用後の空容器は、残液・残臭がなくなってから適正に廃棄しましょう。

被覆を徹底!

土壤くん蒸剤を処理したら、速やかに被覆をしましょう

あなたも「エコファーマー」 になりませんか？

農業は、水や土といった自然の恵みを利用して生産活動を行います。
環境にできるだけ負荷をかけない方法で生産活動を行っていくことが、
農業の望ましい姿といえます。

茨城県では、「農村における環境保全活動」と「環境にやさしい営農活動」
を地域ぐるみで一体的に進める「エコ農業茨城」に取り組んでおり、エコフ
ァーマーを、その担い手と位置づけています。



Q.エコファーマーとは？

エコファーマーとは、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づいて、
「持続性の高い農業生産方式」を導入する計画を作り、県知事の認定を受けた農業者の「愛称」
です。

Q.持続性の高い農業生産方式とは？

「土づくり」・「化学肥料低減」・「化学農薬低減」の3つの技術を一体的に取り組むことで、
農地の生産力の維持・増進、その他良好な営農環境の確保に役立つと認められる農業の生産方式
のことです。

～エコファーマー3つの取組～

①土づくりに関する技術

たい肥の使用、レンゲや麦のすき込み などの取組

②化学肥料低減技術

有機質肥料の使用、植物の生育に合わせた肥料の使用 などの取組

③化学農薬低減技術

アイガモ農法、温湯種子消毒、生物農薬の使用、熱による土壌消毒、マルチ栽培、
黄色灯などの光利用、フェロモン剤利用 などの取組



Q.エコファーマーの認定を受けるには？

- ①導入計画を作成します。（導入計画の作成にあたっては、地域農業改良普及センターにご相談下さい。）
- ②作成した導入計画を、地域農業改良普及センターを通じて、農林事務所に提出します。
- ③農林事務所にて導入計画の審査を行い、認定されるとあなたも「エコファーマー」です。
- ④認定期間は「5年間」です。（更新する場合は、再認定の手続きが必要となります。）

認定を希望する農業者

地域農業改良普及センター

農林事務所



導入計画 提出

助言・相談



審査・認定



茨城県

Q.エコファーマーになると?



○エコファーマーマークが使用できます。

農産物の包装容器等に表示することができます。マークの使用には、「使用許可申請書」を最寄りの農林事務所に申請して下さい。

○農業改良資金の特例措置が受けられます。

技術の導入に必要な機械・資材の購入時に農業改良資金を活用した場合、償還期間が最長12年まで延長できます。

(例) 土づくりに関する技術→フロントローダー、たい肥舎等
 化学肥料低減技術→側条施肥田植機、肥効調整型肥料等
 化学農薬低減技術→紙マルチ田植機、除草用動物等



◆エコファーマー優良事例

～エコファーマーになって契約取引上の有利性を確保～ JA水戸北部しょうが部会

実需者ニーズに対応するため、JA水戸北部しょうが部会(95名)では全会員が環境にやさしい栽培技術を導入し、エコファーマーの認定を受け、契約栽培における産地の有利性を確保しています。



◆エコファーマーに関するお問い合わせ先

県北農林事務所	農業振興課	0294-80-3303
〃	経営・普及部門(常陸太田地域農業改良普及センター)	0294-80-3340
〃	常陸大宮地域農業改良普及センター	0295-53-0116
県央農林事務所	農業振興課	029-221-3034
〃	経営・普及部門(水戸地域農業改良普及センター)	029-227-1521
〃	笠間地域農業改良普及センター	0296-72-0701
鹿行農林事務所	農業振興課	0291-33-4117
〃	経営・普及部門(鉾田地域農業改良普及センター)	0291-33-6192
〃	行方地域農業改良普及センター	0299-72-0256
県南農林事務所	農業振興課	029-822-7086
〃	経営・普及部門(土浦地域農業改良普及センター)	029-822-7242
〃	稲敷地域農業改良普及センター	029-892-2934
〃	つくば地域農業改良普及センター	029-836-1109
県西農林事務所	農業振興課	0296-24-9166
〃	経営・普及部門(筑西地域農業改良普及センター)	0296-24-9206
〃	結城地域農業改良普及センター	0296-48-0184
〃	坂東地域農業改良普及センター	0297-34-2134
茨城県農林水産部産地振興課	エコ農業推進室	029-301-3931

エコファーマーに関する情報や様式等は下記ホームページからダウンロードすることができます。

エコ農業推進室ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/econou/>